

「埼玉消費者被害をなくす会」は 消費者被害の未然防止・拡大防止と 集団的被害回復を進めます

なくす会は、消費者トラブルの原因となる不当契約条項や不当表示の差止請求を行使できる「適格消費者団体」として、2009年3月に内閣総理大臣から認定を受け、地域の消費者団体や地元の消費者行政と連携して活動を続けてきました。約10年間に、事業者に対する裁判外の申入れが70件を超えています。

2018年4月には、集団的な消費者被害回復訴訟を提起できる「特定適格消費者団体」の認定を受けました。

会員登録及び寄付のお願い

「埼玉消費者被害をなくす会」は、主に会費と寄付で運営している非営利団体です。会員登録いただき、消費者被害の未然・拡大防止などの活動をご支援ください。

■ 年会費について

個人・年会費(一口)		団体・年会費(一口)	
正会員	3,000円	正会員	10,000円
賛助会員	1,000円	賛助会員	3,000円

※正会員は総会での議決権を有します。

会員の皆様には、広報誌「ニュースレター」をお届けします。

■ 寄付について

なくす会の活動を支援するために、ご寄付をお願いします。

郵便振替口座 00140-4-357445

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

※通信欄に「寄付金」「ご住所・お名前・電話番号」をご記入ください。
振込手数料はご負担ください。

情報をお寄せください

契約、解約、広告に関して、

「これはおかしいのでは?」と感じたら
情報をお寄せください。

- 高額な解約手数料を請求された
- 理由にかかわらず解約返金できないと言われた
- 広告の記載内容が虚偽・誇大ではないか

お寄せいただきたい情報

- ① 事業者名
- ② 商品・サービスの内容
- ③ 問題があると思う契約条項・広告表示など
- ④ 契約書・規約・広告のコピーがあれば添付して下さい
- ⑤ あなたの氏名・連絡先(電話・メールアドレス)

※情報提供者の氏名は事業者には伝えません。

情報提供の方法

お電話からのご提供はこちら

☎048-844-8972

Webからのご提供はこちら

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

ホーム画面 ▶ 被害情報提供のお願い ▶ 情報提供フォーム

【注意】

- ① なくす会は相談・回答・救済を行う団体ではありません。
- ② 個別事案の被害回復請求を行うものではありません。
- ③ 個々の相談等は、お近くの市町村の相談窓口や下記ホットラインにご相談ください。

全国共通「消費者ホットライン」188(いやや)

こちらのQRコードからも
ホーム画面へ
接続可能です。



適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人

埼玉消費者被害を なくす会

なくす会は地域とのネットワークを大切に、
消費者被害防止に取り組んでいます



<問合せ・情報提供先>

埼玉消費者被害をなくす会(略称なくす会)

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5

☎ 048-844-8972 FAX 048-829-7444

✉ nakusukai.01@saitama-k.com

URL <http://saitama-higainakusukai.or.jp/>



なくす会 5つの活動内容

1. 差止請求

消費者から寄せられた事業者の不当な広告表示・契約条項などを、弁護士・司法書士・消費生活相談員などの専門家が検討し、事業者に対して改善の申入れを行います。

事業者が是正にに応じない場合は、差止請求訴訟を提起します。

差止請求の流れ



差止請求の対象となる法律違反行為

- ① 消費者契約法・・・不当な勧誘行為、不当な契約条項
- ② 景品表示法・・・優良誤認表示、有利誤認表示
- ③ 特定商取引法・・・不当な勧誘行為、不当な契約条項、虚偽誇大広告
- ④ 食品表示法・・・虚偽表示

集団的被害回復訴訟の対象となる被害

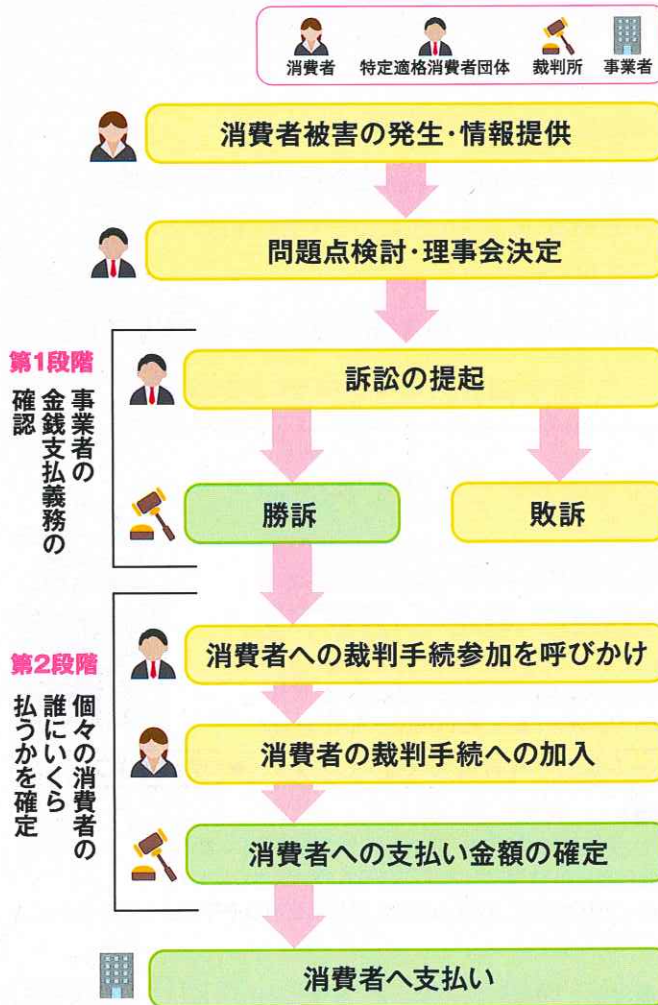
- ① 契約の解除・取消しにより代金の返還義務を負うケース
- ② 不法行為による損害賠償義務を負うケース

*消費者団体訴訟制度は、「事業者の不当な行為に対して、差止請求をすることができる制度」と「消費者の財産的被害を訴訟を通じて集団的に回復を求めることができる制度」の総称です。

2. 集団的被害回復

事業者の不当な行為により数十人以上の消費者に共通の被害が発生している場合、なくす会が先行して訴訟を提起し、被害金を返還する義務があることの確認判決を求めます。

その後、被害を受けた消費者に呼び掛けて、被害の申出と被害額の確定を行い、事業者からまとめて返還を求め、消費者に支払います。



3. 活動委員会(一般消費者で構成)

身の周りの広告や契約を、消費者目線で調査し、事業者に対して任意の改善を要望しています。

4. 学習会の開催

消費者政策や消費者問題に関するテーマで、「消費者力アップ学習会」を開催しています。

5. 広報活動

ホームページ、ニュースレターなどで広報活動をしています。

★埼玉県から委託事業を受託し、消費者被害の未然防止に取り組んでいます。(2019年3月現在)

今までになくす会で行なった差止請求事例

業種	是正された条項や表示などの内容
賃貸住宅 管理会社	短期解約時違約金、明け渡し遅延損害金、原状回復・修繕費などを定めた条項
貸衣装業者	レンタル規約のキャンセル不可又は高額なキャンセル料を定めた条項
クーポンサイト	クーポン購入者に対する、加盟店サービス提供に関し一切責任を負わないとした条項
探偵社	調査委任契約後の解約手数料に関する条項
各種学校・ 各種教室	中途解約時の受講料等不返還条項、免責条項など
美容外科 クリニック	広告の有利誤認・優良誤認表示
携帯電話事業者	約款変更権の定めに関する規約の条項